

平成30年行政監査（公の施設の指定管理）実施計画

地方自治法第199条第2項及び第7項に基づき、平成30年行政監査を以下のとおり実施する。

1 テーマ

「公の施設の指定管理について（都民・利用者ニーズに応える施設の管理・運営）」

東京都は、住民福祉の増進を目的として、さまざまな公の施設を設置し、都民の利用に供している。このような公の施設の中には、民間のノウハウを活用して一層サービスを向上させ、住民福祉をさらに増進するために、施設の管理・運営を指定管理者に委ねているものがある。

ところで、都における指定管理者制度は、導入から12年が経過し、制度運用の実績が蓄積されるとともに、共同事業体の形態で民間事業者の参入が徐々に拡大し、民間のノウハウが活かされる機会が増えつつある。

他方で、近年、少子高齢化の進行、目前に迫る人口減少局面、インバウンドの増加等社会構造が変化してきており、ライフ・ワーク・バランスの実現や誰もが活躍でき多様性が尊重される社会の実現が求められ、公の施設に対する都民・利用者のニーズは高度化・多様化してきている。

このため、指定管理者制度を導入している公の施設が都民の期待に応じてその使命を果たすには、施設の管理・運営を適切に行うことに加えて、民間のノウハウを生かした創意工夫により、指定管理者が高度化・多様化する都民・利用者ニーズを的確に捉えた事業運営を行うことが重要である。

そこで、平成30年行政監査においては、公の施設の指定管理をテーマとして、都民や利用者のニーズに応える施設の管理・運営が行われているかという視点から、指定管理者の取組について監査を実施する。

2 主な観点及び着眼点

(1) 施設の管理・運営が適切に行われているか

- ア 協定及び事業計画等に沿ってサービスが適切に提供されているか
- イ 協定及び事業計画等に沿って業務管理が適切に行われているか
- ウ 利用者の視点に立った施設管理が行われているか

(2) 施設の設置目的の効果的な達成を目指した事業運営が行われているか

- ア 利用者ニーズの研究・分析が行われているか
- イ 利用者サービスの向上に向けた取組が行われているか
- ウ 利用状況の向上に向けた取組が行われているか

3 実施期間

平成30年7月17日（火）から平成31年1月31日（木）まで（講評を含む）

4 対象

平成30年度において、指定管理者制度により管理運営を行っている公の施設のうち、施設の性格、規模及び利用者の範囲等に照らし、より民間等の創意工夫を発揮しうる施設の中から、多種多様となるよう、下表のとおり選定した。

なお、各監査の有機かつ多角的な連携を考慮して、平成30年財政援助団体等監査の対象団体が指定管理者となっている施設も対象として選定した。

< 監査対象施設及び対象局 >

対象施設名	指定管理者名	対象局
東京都写真美術館	公益財団法人 東京都歴史文化財団	生活文化局
東京芸術劇場		
武蔵野の森総合スポーツプラザ	* 東京スタジアムグループ	オリンピック・パラリンピック準備局
東京都しごとセンター	* 公益財団法人 東京しごと財団	産業労働局
東京都立産業貿易センター台東館	* 公益財団法人 東京都中小企業振興公社	
東京都立旧岩崎邸庭園	公益財団法人 東京都公園協会	建設局
東京都立多摩動物公園	公益財団法人 東京動物園協会	
東京都立埋蔵文化財調査センター	公益財団法人 東京都スポーツ文化事業団	教育庁

（注）*は平成30年財政援助団体等監査の対象団体

上記のほか、指定管理者制度の所管局として総務局を監査対象とする。

5 結果の報告及び公表

監査の結果の報告及び公表は、講評後速やかに行う。

6 その他

必要に応じて、指定管理者が業務を委託している企業等に対して、地方自治法第199条第8項により、関係人調査を実施する。